

奈良県告示第二百九十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成二十六年十一月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 区域の名称

櫛原（イ）

二 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
所在地及び標柱番号

生駒郡平群町櫛原五番二	一号及び十二号から十八号まで
生駒郡平群町緑ヶ丘一丁目九番	二号
〃	六番二 三号
〃	六番一 四号及び五号
〃	三番 六号から八号まで
〃	四番 九号及び十号
〃	五番六 十一号